

平成28年3月17日
江戸川学園取手小学校
校長 若林 富男

平成28年度学童保育の運営方針

1. 学童保育は小学生児童に対して、通常学習の終了後に適切な学習や生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称である。法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、厚生労働省が所管するものである。
本校の学童保育は、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、社会性や自主性を育むことを目的とし、児童の安全確保を最優先し、児童の自学習や諸活動の充実を支援する。さらに、スクールバスの安全な乗車の指導を行う。
2. 学童保育の機能は、次のことが挙げられる。
 - ・保護者の帰宅・お迎えまでの間の児童の健康管理・安全確保・情緒の安定
 - ・適切な遊びや活動の提供により自主性・社会性・創造性を培うこと
(遊び・図画や工作・季節の行事等)
 - ・補食としてのおやつを提供
 - ・宿題や読書など自主学習の場の提供
 - ・児童の活動状況の把握と家庭との連携本校の学童保育は、これらの機能を果たし、保護者二人で働く家庭を支援し、児童の健全な育成を図る場とする。
3. 本校の学童保育は、年間計画に基づき、アフタースクールの中で、午後3時から午後7時まで、1時間単位の枠(コマ)で構成する。
4. 学童保育の場所は、複数の学童室を利用して、教育効果の高い内容や人数編成で実施する。時期を見て、縦割り保育を組み込むこともある。
5. 学童保育の指導は、主に学童指導員が担当するが、本校教員も指導に加わる。学童室には複数の学童指導員を配置する。月1回程度、研修を含む会合を持つ。
6. 学童指導員の具体的業務は、児童の人員確認(健康状況を含む)、学習や活動の支援と確認(目標計画→実行→評価)、スクールバスの指導、業務報告等とする。
7. 学童保育の指導内容は、児童の自学習(自分で目標と計画を立て実行する)を重視し、これを学童指導員が支援する。児童は宿題や読書、持参のテキスト類、図画や工作、遊び(体育的活動)を自力で行う。学童指導員は、基本的に学習指導を行わないが、個別の教育相談を随時行う。午後4～5時の枠の半ばには遊び(体育的活動)、午後5～6時の枠のはじめには軽食(おやつ)の指導を組み込む。
8. 学童保育は登録者を対象とするが、必要に応じて追加申込をした者も利用することができる。利用料金は、1時間枠(コマ)300円とする。
9. サマースクールの学童保育は、その運営方針に基づき、時間及び指導内容、利用料金等を、別途設定する。